

総合事業対象者とは？

○要支援相当のデイサービス・ヘルパーの利用ができます

基本チェックリストにより事業該当者と判定されることで、要介護（要支援）認定を受けることなく、デイサービス、ヘルパーの利用ができます。

○基本チェックリストにより判定されます

事業該当者の判定は、運動、栄養、口腔、認知、うつ、閉じこもりの調査項目からなる基本チェックリストで判定されます。

○申請手続きが簡単です

事業該当者の申請は、要介護（要支援）認定申請と異なり、主治医の意見書の提出、認定調査員の調査、認定審査会の手続きがいらないため、簡単な手続きで済みます。

また、新たな保険証の発行も、要介護（要支援）認定申請のときは1か月程度かかっていましたが、2週間程度で発行することができます。

○事業対象者の期限はありません

認定を受けた人には、期限がありますが、事業対象者には終わりの期限がありません。そのため、更新の手続きも不要です。

○利用できないサービスがあります

要介護（要支援）認定を受けた方が使うサービスに比べると、利用できないサービスがあります。

・利用できないサービスの例

訪問入浴・・・看護や介護の職員が居室内に浴槽を運び込み提供する入浴サービス

訪問看護・・・主治医の指示により看護師などが訪問し自宅療養中の人に提供する看護

短期入所・・・家庭での介護が一時的に困難となったとき短期間入所して介護

福祉用具・・・杖や歩行器などのレンタル、ポータブルトイレや入浴用具などの購入

住宅改修・・・安全に在宅生活を送るための手すりなどの取り付け

通所リハビリ・・・日帰りで筋力トレーニングなど機能訓練などを受けるサービス

○必要なときは、要介護（要支援）認定の申請ができます

事業対象者となった後や、総合事業のサービスを利用し始めた後も、必要なときは、要介護（要支援）認定の申請ができます。身体の状態が悪化したり、使いたいサービスが増えた場合は、地域包括支援センター（担当のケアマネージャー）に相談してください。